

# 東成区の花・キャラクター使用取扱要領

制定 平成29年10月1日

## (趣旨)

第1条 この要項は、一般財団法人大阪市コミュニティ協会東成区支部協議会が定めた東成区の花・キャラクター（以下、区の花・キャラクターという）の趣旨（「区民の心にうるおいとやすらぎを与えてくれる、心と心のふれあう、暖かい住みよいまちづくりの推進を図り、区民に親しまれ、区のシンボルとなる区の花を制定する」・「東成区をイメージでき、東成区のPRにつながるような、そして区民の皆さんに愛され、親しまれるキャラクター」を制定する）に賛同し、これを普及・啓発する目的で使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要項で取り扱う「区の花・キャラクター」とは、別図に示すデザイン・愛称とする。

## (使用承認の申請)

第3条 区の花・キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ東成区の花・キャラクター使用承認申請書（様式第1号）を一般財団法人大阪市コミュニティ協会東成区支部協議会事務局長（以下「事務局長」という）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 大阪市、国、地方公共団体およびそれに準ずる機関が広報およびそれに準ずる業務の目的で使用するとき。
- (2) 区が主催する事業の開催に協賛する団体が広報の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道または広報の目的で使用するとき。

## (使用承認)

第4条 事務局長は、第3条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号に該当する場合を除き、区の花・キャラクターの使用を承認する。

- (1) 法令や公序良俗に反する恐れがあるとき。
- (2) 特定の政治活動、思想活動または宗教活動に利用される恐れがあるとき。
- (3) 特定の個人または団体等の売名に利用される恐れがあるとき。
- (4) 区および協会並びに区の花・キャラクターをおとしめる恐れがあるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか区の花・キャラクターの利用が不適切と認めるとき。

2 事務局長は、第3条の規定による申請に基づき使用承認した場合、東成区の花・キャラクター使用承認通知書により申請者に通知し、不適切と判断した場合、使用承認の不可についてその理由を明記した書面により申請者に通知する。

第5条 区の花・キャラクターを使用するものは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められたデザイン、色を正しく使用すること。
- (2) 区の花・キャラクターのイメージを損なうような使用はしないこと。
- (3) 使用承認された用途にのみ使用し、事務局長の指示する条件に従うこと。
- (4) 承認を受けた者は、これを譲渡し、または転貸しないこと。
- (5) 商標登録出願を行わないこと。
- (6) 東成区の花。キャラクターであることを明記すること。

(使用料)

第6条 使用料については、無償とする。

(承認の期間)

第7条 使用承認する期間は、使用承認した日の属する年度末までとする。

(承認状況の報告)

第8条 区の花・キャラクターを使用した者は、速やかに使用状況について、報告をすること。

(使用承認の取り消し)

第9条 事務局長は、区の花・キャラクターの使用が、この要項及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該区の花・キャラクターの使用承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取り消しは、使用取り消しの理由を明記した書面により通知する。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、当該承認により作成された物品等をいかなる場合であっても使用してはならない。

4 事務局長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、事務局長が別に定める。

附則

この要項は、平成29年10月1日から施行する。

(別図)

東成区のキャラクター



うりちゃん

東成区のキャラクター



かさずきん

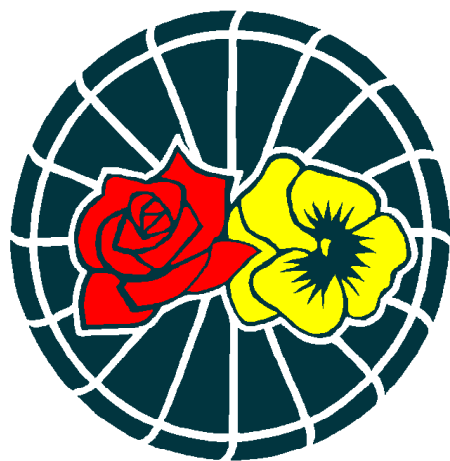
東成区のキャラクター



ルカちゃん

(別図)

東成区の花



バラ・パンジー